**平成２３年（フ）第２６３号**
函館市東川町18番１―502号
債務者　古川　貴志（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第２７２号**
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1814番地の１
内田マンション203号室、申立時の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1262番地３
債務者　草野　政子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第１４０号**
群馬県太田市藤阿久町943番地２
債務者　山田　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第１０３号**
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼170番地29
債務者　乾　　雅義
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第１０４号**
岐阜県大垣市田町１丁目６番地
債務者　長坂　ユミ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第１１０号**
岐阜県安八郡安八町西結2082番地
債務者　新井　絵美（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第７９号**
三重県伊勢市曽祢１丁目14番18号
債務者　松田　雅治
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
和歌山県日高郡美浜町大字和田1420番地の７
債務者　髙橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２３年（フ）第７６２号**
埼玉県北本市本町６丁目162番地19　ネオアーバン北本203
債務者　天野　治彦
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８４８号**
埼玉県川口市安行出羽５丁目７番17号　グランメール102号
債務者　山口　岳志
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８８２号**
埼玉県桶川市大字上日出谷1252番地の２　タツミコーポ305号
債務者　髙木　末次
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８８７号**
埼玉県鴻巣市大間２丁目５番23―101号　ファインコートⅣ
債務者　岡田　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８９９号**
埼玉県久喜市南３丁目５番45号
債務者　折原　一統
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９０８号**
埼玉県志木市本町６丁目13番29号　シティーハイム二葉202号
債務者　早乙女　茂
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９４７号**
さいたま市大宮区上小町805番地１
債務者　富士川　雅
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９４８号**
さいたま市大宮区上小町805番地１
債務者　富士川たか子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９４９号**
さいたま市大宮区上小町805番地１
債務者　高松　良子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８８号**
埼玉県川口市本蓮２丁目14番12号
債務者　根本　節夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係